

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学における文書の名義及び決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「文書」とは、事務の運営に必要な一切の書類、図画又は電子的記録をいう。
- (2) 「決裁」とは、それぞれの文書について最終責任者（以下「名義者」という。）の承認を得ることをいう。
- (3) 「専決」とは、この規程の定めるところにより、名義者の職務権限に属する事務の一部を下位の職位の者が名義者の名において決裁することをいう。
- (4) 「部局長」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第2号に規定する部局を掌理する者をいう。
- (5) 「部門長」とは、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第4条第1項に規定する部門長をいう。
- (6) 「課等の長」とは、監査室長、事務局各課長及び各学部事務部事務長をいう。

(名義)

第3条 起案文書の名義は、別に定めがある場合を除き、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、軽微な連絡文書等については、各種委員会委員長、部局長及び部門長の下に置かれる組織等の長、副課長、主査等の名義とすることができる。

(決裁)

第4条 起案文書は、別に定めがある場合を除き名義者の決裁を受けなければならない。

(専決)

第5条 前条の規定にかかわらず、起案文書の内容に応じ、名義者の直下の職位にある者が専決することができる。

2 前項に規定する専決者より下位の職位にある者を専決者とする場合は、別表第2に掲げるとおりとする。

(代理決裁)

第6条 名義者又は専決者が出張等により不在であり、かつ、当該文書の施行が急を要す場合は、特に重要なものを除き、別表第3の区分により代理決裁することができる。ただし、事後において名義者又は専決者の承認を受けなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、文書の名義及び決裁について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第65号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第76号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第99号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第24号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第58号)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第38号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第73号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第35号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第2号)

この規程は、平成26年1月28日から施行する。

附 則 (平成26年規程第22号)

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第26号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第40号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第59号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第23号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第50号）

この規程は、平成28年6月6日から施行する。

附 則（平成28年規程第83号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第43号）

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

附 則（平成30年規程第44号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第61号）

この規程は、平成30年12月10日から施行する。

附 則（平成31年規程第4号）

この規程は、平成31年3月19日から施行する。

附 則（令和元年規程第12号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第14号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第46号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

決裁事項

事 項	名 義 者
1 法令等の規定に基づき学長として行う行為に関するもの 2 法令等の規定に基づき学長が行うべき主管官公庁等との協議，承認等の申請及び報告等に関するもの 3 全学に係る内部規則等に制定及び改廃に関するもの 4 大学の重要な儀式，行事等に関するもの 5 学部，学科，課程，講座，大学院，研究科その他これに準ずる大学の重要な組織の設置，改廃に関するもの 6 大学の運営方針のうち特に重要なもの 7 大学の重要な人事に関するもの 8 予算に関するもののうち概算要求，予算配分の方針その他特に重要なもの 9 学生の身分に関するもの 10 学生の厚生補導に関するもののうち特に重要なもの 11 前各号に掲げるもののほか，学長の名義を用いることが適当と認められるもの	学長
1 法令等の規定に基づき文部科学省共済組合大分大学支部長（以下「支部長」という。）として行う行為に関するもの 2 前号に掲げるもののほか，支部長の名義を用いることが適当と認められるもの	支部長
1 担当事務のうち，学長の名義をもって処理する事項以外のもので理事，副学長，学長特命補佐又は学長補佐の名義を用いることが適当と認められるもの	理事，副学長，学長特命補佐，学長補佐
1 法令等の規定に基づき監事として行う行為に関するもの 2 前号に掲げるもののほか，監事の名義を用いることが適当と認められるもの	監事
1 法令等の規定に基づき部局長として行う行為に関するもの 2 部局の重要な儀式，行事等に関するもの 3 教授会その他部局の重要な会議に関するもの 4 部局外に対する各種照会及び回答のうち重要なもの 5 前各号に掲げるもののほか，部局長の名義を用いることが適当と認められるもの	部局長
1 法令等の規定に基づき部門長として行う行為に関するもの 2 人事会議その他部門の重要な会議に関するもの 3 部門外に対する各種照会及び回答のうち重要なもの 4 前各号に掲げるもののほか，部門長の名義を用いることが適当と認められるもの	部門長

られるもの	
1 2以上の課等の所掌事務にわたるもの 2 前号に掲げるもののほか、部長又は次長の名義を用いることが適当と認められるもの	部長，次長
1 所掌事務に属する軽易なもの	課等の長

別表第2（第5条関係）

専決事項

（共通）

事 項	名義者	専決者
1 教育職員（部局長を除く。）の研修の承認	学長	部局長又は教育学部附属学校（園）長
2 教育職員，部長及び事務長の休暇の承認，振替及び代休日の指定	学長	部局長又は教育学部附属学校（園）長
3 次長，課等の長（監査室長及び事務長を除く。）の休暇の承認，振替及び代休日の指定	学長	部長
4 第2号，第3号及び監査室長以外の職員の休暇の承認，振替及び代休日の指定	学長	課等の長又はセンター長
5 旅行命令又は旅行依頼に関するもの	部局長，ダイバーシティ推進本部長又は主管部長	課等の長
6 教育職員の勤務時間報告書の証明	学長	部局長又は教育学部附属学校（園）長
7 前号以外の職員の勤務時間報告書の証明	学長	課等の長又はセンター長
8 学部学生及び大学院学生の退学に関するもの（国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生は除く。）	学長	学部長又は研究科長
9 研究生の入学及び退学等に関するもの（外国人留学生は除く。）	学長	学部長又は研究科長
10 科目等履修生の入学及び退学等に関するもの	学長	学部長又は研究科長
11 学生の賞状授与に関するもの	学長	主管部長
12 学生の平常の施設使用の承認等に関するもの	学長 部局長	課等の長（事務長を除く。）
13 協議，承認申請，調査及び報告等のうち技術的又は定型的なもの	学長	事務局長，部長，課等の長（事務長を除く。）
14 各種証明のうち特に軽易なもの	学長	課等の長（事務長を除く。）
15 各種証明のうち特に軽易なもの（学長が指名する理事が認めたものに限る。）	学長	副課長，専門職員，主査又は係長
16 文書のうち，軽易なもの又は定型的なもの	学長	課等の長（事務長を除く。）

17 掲示等の承認に関するもの	学長	課等の長（事務長を除く。）
18 事務部長名で発する文書のうち、軽易なもの又は定型的なもの	事務部長	課等の長（事務長を除く。）

(総務部関係)

事 項	名義者	専決者
(総務課関係)		
1 学内行事に関するもの	学長	総務部長
2 内部規則集の編集及び発行に関するもの	学長	総務部長
3 大学の広報に関すること(特に重要なものを除く。)	学長	総務課長
(人事課関係)		
1 公用旅券に関するもの	学長	総務部長
2 非常勤職員(医員, 医員(研修医)を除く。)及び任期付職員の任免に関するもの	学長	総務部長
3 育児休業及び介護休業に関するもの(教育職員以外)	学長	総務部長
4 教育研究評議会等で既に承認済の異動に関するもの	学長	総務部長
5 労働者災害補償保険法の実施に関するもの	学長	総務部長
6 割愛等に関する学内照会	学長	人事課長
7 初任給調整手当, 扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 単身赴任手当及び児童手当の決定	学長	人事課長
8 職員の前歴紹介に関するもの	学長	人事課長
9 各種委員会等の委員の命免	学長	人事課長
10 職員の勤務時間の割り振り	学長	人事課長
11 レクリエーション行事計画及び実施に関するもの	学長	人事課長
12 職員の健康診断に基づく事後措置の決定及び通知	学長	総務部長
13 共済組合の長期給付に関するもの	支部長	総務部長
14 職員の勤労者財産形成貯蓄に関するもの	学長	人事課長
15 職員録の編集及び発行に関するもの	学長	人事課長
16 共済組合短期給付の決定及び支払に関するもの	支部長	総務部長
17 共済組合貸付金の額の決定に関するもの	支部長	総務部長
18 共済組合貸付金徴収事務移管及び確認に関するもの	支部長	総務部長

もの		
19 共済組合事業報告書に出納計算表に関するもの	支部長	総務部長
20 共済組合の保健福祉の計画による支払に関するもの	支部長	総務部長
21 共済組合の資格の喪失及び被扶養者の認定に関するもの	支部長	人事課長
22 共済組合の回送金の申請に関するもの	支部長	人事課長
23 共済組合の掛金及び負担金の収納に関するもの	支部長	人事課長
24 共済組合に関する諸報告及び通知(長期給付を除く。)に関するもの	支部長	人事課長

(研究推進部関係)

事 項	名義者	専決者
(研究推進課関係)		
1 科学研究費補助金等の交付申請等に関するもの	学長	研究推進部長
2 科学研究費補助金等の使用内訳の軽微な変更に関するもの	学長	研究推進課長
3 科学研究費補助金等の研究分担の承諾に関するもの	学長	研究推進課長
4 放射性同位元素等に関するもの	学長	研究推進部長
5 国際規制物資に関するもの	学長	研究推進部長
6 遺伝子組換え実験に関するもの	学長	研究推進部長
7 本学以外の主催に係る学会, 研究会及び講習会等への参加者募集に関するもの	学長	研究推進課長
8 その他研究助成の申請に関するもの	学長	研究推進課長
9 学術情報の収集及び発信に関すること(特に重要なものを除く。)	学長	研究推進課長
(産学連携課関係)		
1 受託研究, 共同研究の審査依頼に関するもの	学長	産学連携課長
2 受託研究, 共同研究の締結通知に関するもの	契約担当 役	産学連携課長
3 受託研究, 共同研究の支出予算に関するもの	学長	産学連携課長
4 その他研究助成の申請に関するもの	学長	産学連携課長
5 地域社会との連携・推進に関すること(特に重要なものを除く。)	学長	研究推進部長
6 大学開放事業等の社会貢献に関すること(特に重要なものを除く。)	学長	産学連携課長

7 学術情報の収集及び発信に関すること(特に重要なものを除く。)	学長	産学連携課長
8 知的財産の権利化及び維持・管理に関するもの	学長	産学連携課長
(学術情報課関係)		
1 図書の寄贈に対する礼状に関するもの	学長	学術情報課長
2 他の図書館等との相互利用に関するもの	学術情報拠点長	学術情報課長
3 貴重書等の利用許可に関するもの	学術情報拠点長	学術情報課長
4 医学図書館の時間外利用許可に関するもの	副拠点長	副課長

(財務部関係)

事 項	名義者	専決者
(財務企画課関係)		
1 学内予算の振替に関するもの	学長が指名する理事	財務部長
2 計算証明に関するもの	学長	財務部長
3 1年以内の短期資金の運用に関するもの	学長	財務部長
(経理課関係)	学長	財務部長
1 研究費の管理, 経理及び受領委任に関するもの		
2 物品の所属換の承認に関するもの	資産管理役	経理課長
3 物品の貸付及び譲与の承認に関するもの	学長	経理課長
4 物品の不用決定の承認に関するもの	学長	経理課長
5 物品の交換の承認に関するもの	学長	経理課長
6 一般競争契約参加者の資格審査に関するもの	契約担当役	経理課長
7 経理課挾間調達室の所掌する物品の所属換の承認に関するもの	資産管理役	経理課挾間調達室長
8 経理課挾間調達室の所掌する物品の貸付及び譲与の承認に関するもの	学長	経理課挾間調達室長
9 経理課挾間調達室の所掌する物品の不用決定の承認に関するもの	学長	経理課挾間調達室長
10 経理課挾間調達室の所掌する物品の交換の承認に関するもの	学長	経理課挾間調達室長
11 経理課挾間調達室の所掌する一般競争契約参加	契約担当	経理課挾間調達室長

者の資格審査に関するもの	役	
1 2 東院会館, 患者家族滞在施設の使用の承認に関するもの	資産管理 役	経理課挾間調達室長
(施設企画課, 施設管理課関係)		
1 施設整備事業に係る調査, 報告に関するもの	学長	財務部長
2 工事に係る設計監理の外注に関するもの	学長	財務部長
3 国立学校防火施設整備に関するもの	学長	財務部長
4 工事の施工及び施設の維持に関する法令等に基づく届出, 申請に関するもので定型的又は軽易なもの	学長	施設企画課長, 施設管理課長
5 不動産の貸付に関するもの(使用期間が6月を超える場合)のうち簡易なもの	学長	財務部長
6 不動産の貸付に関するもの(使用期間が6月以内の場合)	学長	施設企画課長
7 監守計画の作成, 変更に関するもの	学長	財務部長
8 不動産の登記手続等に関するもの	学長	財務部長
9 職員宿舍の貸与及び同居の承認に関するもの	学長	施設企画課長
1 0 職員宿舍の明渡し猶予の承認に関するもの	学長	施設企画課長
1 1 職員宿舍の模様替等の承認に関するもの	学長	施設企画課長
1 2 職員宿舍における自動車保管場所使用の承認に関するもの	学長	施設企画課長
1 3 別府職員会館の使用の承認に関するもの	資産管理 役	施設企画課長

(学生支援部関係)

事 項	名義者	専決者
(教育支援課関係)		
1 公開講座に関すること(特に重要なものを除く。)	学長	教育支援課長
2 生涯学習に関すること(特に重要なものを除く。)	学長	教育支援課長
3 大学改革推進等補助金の交付申請等に関するもの	学長	学生支援部長
(学生・留学生支援課関係)		
1 学生の課外活動(大学行事を除く。)に関するもの	学長	学生・留学生支援課長
2 奨学生(選考に関するものを除く。)に関するもの	学長	学生・留学生支援課長
3 入学料・授業料免除等(選考に関するものを除く。)に関するもの	学長	学生・留学生支援課長
4 大分大学修学支援事業基金の運用に関するもの	学長	学生・留学生支援課長
5 国際交流・学術振興基金の運用に関するもの	学長	学生・留学生支援課長

6 国際交流会館に係る債権発生（消滅を含む。）の通知	国際交流会館館長	学生支援部長
7 外国人留学生に関する学内照会	学長	学生支援部長
8 就職事務のうち調査・統計に関するもの	学長	学生支援部長
(入試課関係)		
1 入学者の選抜に関する事務的なもの	学長	学生支援部長

(医学・病院事務部関係)

事 項	名義者	専決者
(総務課関係)		
1 学内行事に関するもの	学長	医学・病院事務部長
2 医学部及び医学部附属病院の職員（教育職員を除く。）の研修に関するもの	学長	医学・病院事務部長
3 次に掲げる者の休暇の承認に関するもの (1) 看護部長 (2) 看護部の職員（看護部長を除く。） (3) 医学部及び医学部附属病院の職員（教育職員及び看護部の職員を除く。）	学長 学長 学長	医学部附属病院長 看護部長 総務課長
4 次に掲げる者の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令に関するもの (1) 医学部及び医学部附属病院の職員（教育職員及び看護部の職員を除く。） (2) 看護部の職員	学長 学長	総務課長 看護部長
5 宿日直勤務命令に関するもの	医学部附属病院長	総務課長
6 医療法に基づく申請、届出等に関するもの	学長	医学部附属病院長
7 拾得物の届出に関するもの	学長	総務課長
8 非常勤職員（医員、医員（研修医））の任免に関するもの	学長	医学・病院事務部長
9 人事記録に関するもの	学長	総務課長
10 普通昇給、本給の調整額、本給の切替え及び本給月額の変更に係るもの	学長	医学・病院事務部長
11 初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定に関するもの	学長	総務課長
12 退職手当の決定に関するもの	学長	医学・病院事務部長
13 非常勤職員の給与の変更に係るもの	学長	医学・病院事務部長
14 教育職員の研修の承認に関するもの	学長	医学・病院事務部長

15 教育職員並びに検査部, 放射線部, 薬剤部及び看護部の職員及び調理師の勤務時間の割振りに関するもの	学長	医学・病院事務部長
16 レクリエーション行事計画及び実施に関するもの	学長	総務課長
17 女子職員の妊娠中又は出産後の検診及び通勤緩和のため勤務しないこと承認に関するもの	学長	医学・病院事務部長
18 週休日の割振り及び振替並びに休日の代休日に関するもの	学長	医学・病院事務部長
19 医学部及び附属病院職員(部局長を除く。)の兼業の承認に関するもの	学長	医学部長
(学務課関係)		
1 学生の学部内における課外活動に関するもの	学長	医学・病院事務部長
2 学部学生の主催する諸行事に関するもの	学長	医学・病院事務部長
3 学務課所掌の施設の学部内利用に関するもの	学長	学務課長
(医事課関係)		
1 健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく指定医療機関の指定申請及び届出事項に関するもの	学長	医学部附属病院長
2 健康保険法に基づく看護, 給食及び寝具設備等の承認申請等に関するもの	学長	医学部附属病院長
3 健康保険法に基づく看護, 給食及び寝具設備等の報告等に関するもの	学長	医事課長
4 診療費減免患者申請に関するもの	医学部附属病院長	医学・病院事務部長
5 保険診療等の診療報酬請求に関するもの	医学部附属病院長	医事課長
6 院内がん登録情報の提供に関するもの	医学部附属病院長	医事課長
7 クリニカルパス情報提供に関するもの	医学部附属病院長	医事課長
8 協議, 承認申請, 調査, 届出及び報告等のうち定型なもの	医学部附属病院長	医事課長

(学内共同教育研究施設等関係)

事 項	名義者	専決者
1 職員(教育職員を除く。)の研修に関するもの	各施設等の長	研究推進課長, 産学連携

		課長，学術情報課長，教育支援課長
2 謝金に関するもの	各施設等の長	研究推進課長，産学連携課長，学術情報課長，教育支援課長
3 監守者の指定等の報告に関するもの	各施設等の長	研究推進課長，産学連携課長，学術情報課長，教育支援課長

(学部関係)

事 項	名義者	専決者
(王子キャンパスに所在する各附属学校)		
1 附属学校における教科用図書に関するもの	学長 学部長	附属学校園長
2 日本スポーツ振興センターに関するもの	学部長	附属学校園長
3 附属特別支援学校における特殊教育就学奨励費交付金に関するもの	学部長	附属特別支援学校長
4 附属特別支援学校における入学料，授業料免除に関するもの	学部長	附属特別支援学校長
5 附属幼稚園における保育料免除に関するもの	学部長	附属幼稚園長
6 高等学校等修学支援金に関するもの	学長	附属学校園長

(監査室関係)

事 項	名義者	専決者
1 会計検査院の検査及び文部科学省の監査に関するもの	学長	室長
2 内部監査の監査員の免命に関するもの	学長	室長

別表第3（第6条関係）

代理決裁

名義者又は専決者	代理決裁者
学長	主管理事，主管理事が不在のときは主管部長
理事，副学長，学長特命補佐，学長補佐	主管部長
部局長（教育学部長，経済学部長，医学部長，理工学部長及び福祉健康科学部長を除く。）	主管部長，主管部長が不在のときは主管次長又は主管課長
教育学部長，経済学部長，理工学部長及び福祉健康科学部長	副学部長又は事務長
医学部長	副学部長又は主管部長，主管部長が不在のときは主管次長又は主管課長
事務局長	主管部長，主管部長が不在のときは主管次長又は主管課長（室長）
事務部長	主管次長又は主管課長
次長	主管課長又は次長があらかじめ指名する者
課等の長	課等の長があらかじめ指名する者